

番 号 : 180519

国 名 : ケニア

担当部署 : 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名 : 地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト (SHEP アプローチ定着支援)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : SHEP アプローチ定着支援
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2019年2月上旬から2019年5月下旬まで
- (2) 業務 M/M : 国内 0.3M/M、現地 2.57M/M、合計 2.87M/M
- (3) 業務日数 : 国内準備期 4日、現地業務 77日、国内整理 2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2018 年 12月 26日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)
<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>
をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年1月22日 (火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 16点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 8点

(計100点)

類似業務	地方行政による SHEP アプローチ実施支援
対象国/類似地域	ケニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

日本からの入国時にイエローカード提示は義務付けられていませんが、黄熱流行国であり、赴任前の予防接種を強く奨励します。

6. 業務の背景

ケニア国家経済において重要な役割を果たす農業セクターの中でも、園芸作物は毎年平均15～20%の成長を見込む主要サブセクターである。小規模農家の8割以上が園芸作物生産に従事しており、園芸作物の約8割が小規模農家によって生産される。かかる状況下、ケニア政府からの要請を受け、JICA は、技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト (SHEP)」(2006年から2009年)及び「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト (SHEP UP)」(2010年から2015年)を実施し、小規模農家の所得向上を実現した。

ケニアでは、2013年からの地方分権化により、新たな地方行政区としてカウンティ制が導入され、権限と財源の移譲が進んでいる。SHEP 及び SHEP UP における取組(両プロジェクトで編み出された「ビジネスとしての農業」を推進するための各種支援を、SHEP アプローチと呼ぶ)の成果を評価したケニア政府は、カウンティ下にて SHEP アプローチの実施を更に推進することとし、その支援を我が国に要請した。これを受け、JICA は、カウンティ政府に SHEP アプローチを活用した小規模農家支援体制を確立することを目的に、農業・畜産・水産・灌漑省及び食料農業公社園芸作物局をカウンターパート機関として、「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト (SHEP PLUS)」(以下「本プロジェクト」)を2015年3月から2020年3月までの5年間の予定で実施中である。

ケニアにおいて、農業セクターは地方分権が進むセクターの一つであり、カウンティの予算及び人材による農業開発計画策定と農業開発支援が実施されている。農業普及のサービス提供主体もカウンティであるが、予算の配賦や執行が遅れ、カウンティによる普及活動に全般的な停滞が見られる。本プロジェクトは、SHEP アプローチを活用した農業普及の活性化に向け、カウンティ農業行政官・普及員への研修、次年度予算を念頭に入れたカウンティアクションプラン策定などの支援を行ってきたが、2017年のケニア総選挙以降、カウンティの農業普及活動に係る予算が配分・執行され下りないために、同プランの進捗が芳しくないカウンティが見られる。

カウンティの普及予算確保に向けては、カウンティ及びサブカウンティにおける予算の承認・支出手続きに携わる関係者(カウンティ農業大臣等の政策決定者や管理部門の行政官等)の SHEP アプローチとその成果の理解を高めることが一つの手段とされる。また、もう一つの手段としては、カウンティで既に実施中の関連事業に SHEP アプローチを応用することが挙げられる。本業務従事者にはこれら手段の実現化を図るべく、SHEP アプローチの成功事例の取りまとめ、SHEP アプローチ活用に向けた情報収集及び活動提案等の業務に従事してもらい、それによりカウンティによる農業普及を支援することを、JICA としては企図している。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトに従事中の長期専門家(以下「プロジェクト専門家」)及びカウンターパート(以下「C/P」)とともに、カウンティにおける SHEP アプローチの成功事例を調査し、とりまとめる。併せて、カウンティで実施中の関連事業への SHEP アプローチ活用に向けた情報の収集及び活動の提案、更には成功事例の活用を通じて、カウンティの予算及び人員による農業普及を側面から支援する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間(2019年2月上旬)

- ① 本プロジェクト関連資料(詳細計画策定調査報告書、帰国専門家報告書、SHEP アプローチ調査報告書、プロジェクト月報他)を参照し、本プロジェクトの現状と課題を把握する。

- ② 本プロジェクトが実施している研修日程、本プロジェクト対象の18カウンティにおける SHEP アプローチ活用の現状及び課題を把握する。
 - ③ JICA 農村開発部及びケニア事務所、プロジェクト専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ④ プロジェクト専門家と協議の上、ワーク・プラン（英文）を作成し、JICA 農村開発部に提出する。
- (2) 現地派遣期間（2019年2月中旬～4月下旬）
- ① ワークプラン（英文）について、カウンターパート及びプロジェクト専門家に対し説明を行い、現地派遣期間中の業務方針、業務工程の詳細を打ち合わせる。
 - ② 本プロジェクトが選定する2～3カウンティにおいて、モデル農家¹グループ研修²後の園芸作物所得増加による生活の変化・改善について調査し、事例集として取りまとめる。
 - ③ 本プロジェクトが選定する2～3カウンティにおいて、カウンティの予算と人材により実施された SHEP アプローチを活用した農業普及活動について調査し、事例集としてまとめる。
 - ④ 本プロジェクトが実施する次年度予算確保に向けたカウンティ農業大臣等政策決定者向けのワークショップ（2月中旬予定）に参加し、カウンティ政府の予算支出に係る課題を抽出し、整理する。
 - ⑤ 対象カウンティで実施中の農業プロジェクトに関する情報を入手・分析し、SHEP アプローチで用いる一連の研修シリーズのうちの一部を組み合わせることで効果が期待される研修科目を特定し、カウンティの農業普及員等による農家向け研修の円滑な開始に向けて、カウンティに研修計画を提案する。
 - ⑥ 上記5で提案した研修計画を実施できる1カウンティを選定し、同カウンティの農業普及員等が農家に対する研修を行うために、SHEP アプローチ導入ワークショップを同カウンティの普及員等を対象に実施（終日で約15～20名を想定）する。
 - ⑦ 本プロジェクトのフィールドデイ³を C/P とともに計画し、農家が成功経験を発表するプレゼンテーションやポスター、グループ情報等に関する資料作成について C/P を支援する。
 - ⑧ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関、プロジェクト専門家及び JICA ケニア事務所に提出し、報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2019年5月中旬）
- 専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

8. 報告書等

¹ SHEP アプローチによる研修を実施する農家グループ。1カウンティの1サブカウンティに約10のモデル農家グループがある。

² SHEP アプローチによる研修内容として、ベースライン調査、お見合いフォーラム、ジェンダー研修、男女農家普及員集合研修、栽培技術現地研修などを実施した。

³ フィールドデイは半日程度の活動で、SHEP アプローチを活用し得る近隣農家やサブカウンティの関係者が SHEP 農家グループの圃場を視察し、SHEP PLUS 農家や普及員の発表などから成功の要因などを学ぶもの。3～4月にかけて3カウンティ（各1回）程度の実施を想定。

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワーク・プラン
英文3部（JICA 農村開発部、JICA ケニア事務所、プロジェクト専門家）
提出媒体は電子データで提出することとする。
- (2) 現地業務結果報告書
英文4部（C/P 機関、プロジェクト専門家、JICA ケニア事務所、JICA 農村開発部）
本業務を通じて作成した成功事例集や研修計画等の資料も参考資料として添付して提出することとする。提出媒体は電子データで提出することとする。
- (3) 専門家業務完了報告書
和文3部（JICA 農村開発部、JICA ケニア事務所、プロジェクト専門家チーム）
提出媒体は簡易製本とし、電子データを併せて2019年5月31日までに提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>
を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、東京⇄ドーハ/ドバイ経由を標準とし、経済的かつ効率的な経路を選択してください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地派遣期間は2019年2月13日から同年4月30日を予定しています（数日程度の日程調整可）。また、公示後に派遣開始日が1日から1週間程度でずれる可能性があります。
 - ② 現地での業務体制
業務従事者が現地で業務に従事する期間、プロジェクトで活動している専門家は以下のとおりです。
 - ・ チーフアドバイザー（長期派遣専門家）⁴
 - ・ 園芸生産・普及（長期派遣専門家）⁵
 - ・ 業務調整/広域化促進（長期派遣専門家）⁶
 - ③ 便宜供与内容
 - ア) 空港送迎 あり
 - イ) 宿舍手配 あり
 - ウ) 車両借上げ 必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
 - エ) 通訳備上 なし
 - オ) 現地日程のアレンジ プロジェクト専門家チームが必要に応じアレンジします。
 - カ) 執務スペースの提供 プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（インターネット環境あり）

- (2) 参考資料

⁴ 主たる業務は、プロジェクト運営管理及び「SHEPアプローチ」を活用した小規模園芸農家支援に係る先方政府（中央及びカウンティ政府）の事業実施体制の確立等。

⁵ 主たる業務は、園芸作物生産技術の改善及び普及コンテンツの改訂等。

⁶ 主たる業務は、予算や物品管理、「SHEPアプローチ」の広域支援に伴う C/P の他国派遣等。

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム (TEL:03-5226-8426) にて電子データで配布します。
 - ・本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告資料、モニタリングレポート
 - ② 本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。
 - ・プロジェクト基本情報
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cfd/ecbaf8bc4f5035bc49257dce0079cc75?OpenDocument>)
 - ・SHEP アプローチ
(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/index.html>)
 - ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール:
 - ・タイトル:「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文: 以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」
- (3) その他
- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
 - ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
 - ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
 - ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上